

計画の目的及び位置づけ						
■目的		■計画の位置付け			■計画期間	
● 県民の豊かな住生活の実現に向けて、これまでの住生活に関する取組を引き継ぎつつ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関して施策を総合的かつ計画的に推進する		● 「千葉県総合計画」、「第3期千葉県地方創生総合戦略」などの上位計画を踏まえ、「住生活基本法」に基づき、住生活基本計画(全国計画)に即して、千葉県が定める計画 ● 「千葉県高齢者居住安定確保計画」、「千葉県賃貸住宅供給促進計画」、「千葉県マンション管理適正化推進計画」を包含			● 令和8年度から令和 17年度までの 10 年間 ● 社会経済情勢等の変化に対応するため、政策評価を行い、原則として5年ごとに見直しを行う	
基本的な方針						
■理念		成果指標	現状	目標	● 2050年の将来像を見据え、未来にわたり受け継がれる良好な住まいを育み、安心して自分らしく暮らせる豊かな住生活の実現を目指す。 ● 県民自らがプレイヤーとなり、県、市町村・都市再生機構・住宅金融支援機構などの公的主体、民間事業者、支援団体等の住まい・まちづくりに携わる主体が、それぞれの役割と責務を自覚し、連携・協働することにより、各種施策を推進していく。	
ともに創る！千葉の未来の住生活 ～未来に受け継がれる住まいと豊かな暮らしを目指して～		住生活に関する満足度(たいへん満足、まあ満足しているの割合)	70% (R6)	増加を目指す (R17)		
千葉県の現状と課題				住宅政策の目標と基本的施策		
視点	現状・課題		地域別	考え方	目標	基本的施策
ひと	● 単身世帯の割合が大きく増加、高齢者世帯の増加のなかで単独世帯が大きく増加 ● 共働き子育て世帯は数・割合共に増加傾向 ● 若年借家世帯の 5 割が年収 400 万円以下となり住宅費負担が懸念される ● 高齢者世帯の持ち家率は 85.3%と高く、老後に適したリフォーム等が課題 ● 生活保護における住宅扶助受給者数は長期的に増加 ● 在留外国人は過去 10 年で2倍に増加し、約5割が民間賃貸住宅に居住		● 東葛ゾーンでは、利便性の高い住環境が形成されているが、住宅価格が高い ● 香取・東総ゾーンや九十九里ゾーン、南房総・外房ゾーン、内房ゾーンでは、比較的広い住宅を確保しやすい ● 香取・東総ゾーンや九十九里ゾーン、南房総・外房ゾーン、内房ゾーンでは高齢化率が高い(30%以上)	誰もが地域の中で希望するライフスタイルを実現する	目標1 若年・子育て世帯が希望する住まいを確保できる地域社会づくり	①若年・子育て世帯の住まいの確保 ②若年・子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備 ③公的賃貸住宅を活用した若年・子育て世帯への支援
					目標2 高齢期に希望する住生活を実現できる環境づくり【高齢者居住安定確保計画】	①高齢期に備えた住宅資産の活用による住生活の向上 ②良質な高齢者向けの住まいの確保 ③高齢者が安心して暮らし続けるための地域づくり
					目標3 誰もが地域の中で安定した住まいと暮らしが確保できる環境づくり【賃貸住宅供給促進計画】	①多様なライフスタイルを実現できる居住環境の整備 ②公的賃貸住宅による住宅確保要配慮者に対する支援 ③民間賃貸住宅による住宅セーフティネットの構築
すまい	● 住宅数は増加傾向で総世帯数を上回っており、住宅ストックは量の観点からは充足 ● 空き家率は減少する一方、使用目的のない空き家が増加し、管理不全が懸念される ● 手すりの設置など一定のバリアフリー化が行われている住宅の割合(一定のバリアフリー化率)は約4割にとどまる ● 築 40 年以上の分譲マンションは今後 10 年で2倍に増加することが見込まれており、適切な修繕による長寿命化や建替え等による再生に向けた取組みが求められる ● 住宅の耐震化率は約 93%(推計値・R5年)		● 東葛・湾岸ゾーンでは、築年数の経過した大規模な住宅団地が多い ● 東葛・湾岸、印旛地域に分譲マンションが集中 ● 空き家率が高い地域において「使用目的のない空き家」の割合が多い傾向 ● 南房総・外房ゾーンの空き家率は他地域より高く、昭和 55 年以前に建設された住宅の割合も高い	質の高い住宅をつくり、適切に管理し、次世代に受け継ぐ	目標4 多世代にわたり受け継がれる良質な住宅ストックの形成と循環	①住宅ストックの性能向上 ②住宅リフォーム環境の整備 ③安心して既存住宅が取引される市場環境の整備 ④再生等による持続可能な住宅地等の形成
					目標5 住宅の誕生から終末期まで切れ目のない適切な管理と再生【マンション管理適正化推進計画】	①マンションの維持管理・再生等の円滑化 ②効果的な空き家対策と空き家化する前の活用等の充実
					目標6 災害に備えた安全な住環境の整備	①住まいの防災・減災対策 ②災害時の住まいの確保と住生活の再建
プレイヤー	● 大工就業者数は、15 年間(H17年→R2 年)で半減 ● 建築士事務所登録件数は減少傾向 ● 居住支援法人は着実に増えてきており、県内で 42 法人指定 ● 千葉県あんしん賃貸住宅協力店は 159 店舗(R8 年 1 月)		● 住生活基本計画を策定している自治体は 14 市にとどまる ● 香取・東総ゾーン、九十九里ゾーン、南房総・外房ゾーンでは、登録ホーム事業者が少ない	あらゆる関係者が連携して地域の豊かな暮らしを支える	目標7 住生活を支える担い手の確保と連携	①県民自身が活躍できる地域づくり ②住まいと暮らしを支える担い手の確保 ③担い手の連携体制の整備

目標	基本的施策	取組施策	成果指標	現状	目標
目標1 若年・子育て世帯が希望する住まいを確保できる地域社会づくり	①若年・子育て世帯の住まいの確保	● 既存住宅のリフォーム・リノベーション等により、若年層や子育て世帯の居住費負担の軽減につながるアフォーダブルな住宅の普及に向けた取組を進めるとともに、新たな方策について検討を進めます。 ● 子育てにおける家族の支え合いや暮らしやすい生活の実現に向け、三世代同居、隣居・近居の促進を図ります。 ● 新婚世帯、子育て世帯、移住・定住者等が希望する住まいを確保できる支援を促進します。 ● 居住支援法人・居住支援協議会等により、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の住まいの確保から入居後の生活支援まで一体的に行う取組を進めます。	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	41% (R5)	50% (R17)
	②若年・子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備	● 地域特性を活かした移住・定住や二地域居住の促進に向け、空き家等の活用や情報提供・相談支援体制の充実について、市町村や関係機関と連携して取組を進めます。 ● 若年世帯、新婚世帯、子育て世帯、移住・定住者等が自らの状況に応じた住まいを適切に選択できるよう、住まいのリテラシーの向上に取り組みます。 ● こども食堂などによる居場所づくりへの支援を行うとともに、地域における交流の機会の充実を図り、子育て世帯と地域住民のコミュニティ形成を促進します。 ● 子育て世帯が利用しやすい子育て支援施設や公園、屋内の遊び場等の充実を図ります。			
	③公的賃貸住宅を活用した若年・子育て世帯への支援	● 公的賃貸住宅における空きスペースや建替え事業等により発生する余剰地を活用し、子育て支援施設の整備を推進します。 ● UR 団地において、地域における医療・福祉施設等の充実を図るとともに、子育て世帯を含む多様な世代に対応した居住環境の整備や、団地入居者と地域住民によるコミュニティの醸成、子育てしやすい環境づくりを進めます。 ● 子育て世帯に係る県営住宅の入居者資格の見直しに取り組みます。 ● 県営住宅において子育て世帯向け住宅を確保し、優先入居の促進を行います。			
目標2 高齢者に希望する住生活を実現できる環境づくり 【高齢者居住安定確保計画】	①高齢者に備えた住宅資産の活用による住生活の向上	● 高齢者に備えた住環境の改善に向け、住宅資産を活用した住替えやリフォーム等による住まい方の見直しの普及を図ります。 ● リバースモーゲージや適切なリースバックなど、高齢者に多様な住まい方を実現するための手段について、周知を図ります。 ● バリアフリー化や断熱性の確保など住宅性能の向上やヒートショック対策を図り、高齢者が健康的に暮らせるよう、講習会の開催や情報提供などを通じて、既存住宅の改修(リフォーム)を促進します。	高齢期の暮らしを支える住宅の数	5.1 万戸 (R5)	6.2 万戸 (R17)
	②良質な高齢者向けの住まいの確保	● 補助金制度の周知等により、良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、立入検査や指導等を通じて適切な運営・管理が行われるよう管理の適正化を図ります。 ● 有料老人ホーム等の高齢者向け住宅における安全性及び質の確保を図るとともに、施設介護ニーズの中長期的な見込み等に対応した特別養護老人ホーム等及び認知症高齢者グループホームの計画的な整備を図ります。 ● 住宅オーナーや不動産事業者への理解促進・働きかけ等により、セーフティネット登録住宅、居住サポート住宅などの高齢者向け賃貸住宅の供給を促進します。 ● 公営住宅において、浴室・便所等への手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化を図ります。 ● バリアフリー化や断熱性の確保など住宅性能の向上やヒートショック対策を図り、高齢者が健康的に暮らせるよう、講習会の開催や情報提供などを通じて、既存住宅の改修(リフォーム)を促進します。(再掲)	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	43.2% (R5)	50% (R17)

目標	基本的施策	取組施策	成果指標	現状	目標
目標2 高齢期に希望する住生活を実現できる環境づくり 【高齢者居住安定確保計画】	③高齢者が安心して暮らし続けるための地域づくり	● 住まい情報プラザや地域包括支援センター等における相談窓口の周知を図るとともに、自立相談支援機関において、住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応します。 ● リースバック等の様々な制度や悪質なリフォーム勧誘・住宅に関する契約トラブル等について情報提供や注意喚起を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図り、利用者保護の観点から事業者に対し適切な説明・対応を促します。 ● 医療・介護・生活支援などが連携し、地域で一体的に支える地域包括ケアシステムの推進を図ります。 ● 良好な居住環境の維持・確保に向け、日常生活を支える介護老人保健施設の開設支援など地域における医療・介護の提供体制の整備を促進します。 ● 高齢者が居宅において安心して日常生活を営むことができるよう、医療・介護の連携を推進し、在宅医療の充実や生活支援サービスの充実を図ります。 ● ICTの活用等を含む見守り体制の充実や、不動産事業者や福祉関係機関との連携により、総合的かつ包括的な居住支援の充実を図ります。 ● 特に高齢化率が高い地域において、移動手段の確保や買い物・医療など日常生活に必要な機能の確保、見守りネットワークの整備を促進します。	地域包括ケアシステムの認知度	26.7% (R6)	50% (R17)
目標3 誰もが地域の中で安定した住まいと暮らしが確保できる環境づくり 【賃貸住宅供給促進計画】	①多様なライフスタイルを実現できる居住環境の整備	● 千葉県すまいづくり協議会居住支援部会(※千葉県居住支援協議会)において、住宅・福祉部局、関係団体等と連携し、情報共有や意見交換、方策の検討等を通じて居住支援の取組の充実を図るとともに、講習会やイベント等の開催による理解促進や普及啓発を通じて、取組の更なる展開を図ります。 ● 総合的かつ包括的な地域の居住支援体制の構築に向け、県が伴走支援を行い、市町村における居住支援の取り組みの推進を図るとともに、関係者のつながりの場となる居住支援協議会の設立を促進します。 ● 多様なライフスタイルの実現に資する地域の魅力等を発信するなど、移住・二地域居住を促進するとともに、地域の交流を促す拠点づくりに関する先進事例の共有や普及を図ります ● 印旛ゾーン、香取・東総ゾーン、九十九里ゾーンなどの成田空港周辺における新たな産業の集積やまちづくりの進展を踏まえ、新たに当該地域に移り住む人々に向け、住まいの確保や生活環境の整備を促進します。 ● 誰もが希望する住まいを選択できるよう、住宅情報や支援制度、相談窓口等に関する情報の充実させることで、住まいに関する情報発信の強化を図ります。 ● 千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン等を踏まえた効果的な情報提供のあり方等について検討します。	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率	33% (R6)	50% (R17)
	②公的賃貸住宅による住宅確保要配慮者に対する支援	● 千葉県県営住宅長寿命化計画等に基づき、県営住宅等の適切な供給とストックの有効活用を図るとともに、公平かつ適切な入居管理を推進します。 ● 公営住宅等の空き住戸を活用した地域対応活用(行政財産使用許可)等を推進します。 ● 既存公営住宅ストックの有効活用や老朽化ストック等の再編を含め、民間事業者のノウハウを導入した公的賃貸住宅の整備、管理・運営等の推進を目指し、PPP/PFI活用の検討を行います。 ● 公的賃貸住宅の建替え等で生じる余剰地等を含む、公的賃貸住宅団地等の土地・建物の有効活用を推進します。 ● 公的賃貸住宅が所在する市町村や地域の居住支援法と連携し、見守りや生活支援をはじめとした居住支援の取組の充実を図ります。 ● UR賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅や居住サポート住宅の活用などを通じて、都市再生機構や居住支援法人、市町村居住支援協議会等と連携した住宅確保要配慮者への支援を促進します。	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率	29.5% (R8)	90% (R17)
	③民間賃貸住宅による住宅セーフティネットの構築	● セーフティネット登録住宅、居住サポート住宅について、制度の周知・普及や活用の促進を図ります。 ● 居住支援法人や福祉関係機関等との連携により、住宅確保要配慮者の入居後の見守りや相談支援につなげ、セーフティネット登録住宅及び居住サポート住宅の適切な管理を促進します。 ● 住宅確保要配慮者の円滑な入居や受け皿となる住宅の確保に向け、不動産事業者や福祉事業者等の民間事業者及び県・市町村の行政職員に対し、居住支援に関する理解促進を図ります。 ● 居住支援法人や中核地域生活支援センター等の関係機関との情報共有や相互連携を進め、地域のニーズに応じた支援ができる環境を整備します。	セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅の登録数	43,700戸 (R8)	55,500戸 (R17)

目標	基本的施策	取組施策	成果指標	現状	目標
目標4 多世代にわたり受け継がれる良質な住宅ストックの形成と循環	①住宅ストックの性能向上	● 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度の活用を促進するとともに、適切な維持管理や住宅性能が市場で評価されるよう、制度の周知や関係団体との連携を進めます。 ● カーボンニュートラルの実現に向け、ZEH 住宅などの省エネ住宅の普及を促進します。 ● 健康面への効果も期待される温熱環境の改善に向け、省エネリフォーム等の促進を図ります。	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合	7.3% (R7)	12.7% (R17)
	②住宅リフォーム環境の整備	● 居住者の住まい方の実態に即し、断熱改修や設備更新など、住宅性能の向上につながるリフォームの普及を図ります。 ● 「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」と連携し、講習会や相談窓口等を通じた情報提供や助言により、リフォームに関する理解の促進を図ります。 ● 住宅リフォーム事業者団体登録制度等の周知・普及や活用促進を図るなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備します。	持ち家のリフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	6.2% (R5)	8% (R17)
	③安心して既存住宅が取引される市場環境の整備	● 瑕疵保険制度、安心R住宅等の既存住宅に関する各種制度について、安心して既存住宅の取引が行われるよう、周知・普及を図ります。 ● ニーズに応じた住宅を適切に選択できるよう、講習会等の実施や相談窓口の設置等を通じて、住まいに関する情報提供や学習機会の充実を図り、住教育を推進します。 ● 既存住宅の品質や状態を把握するためのインスペクション(建物状況調査)の普及を促進します。	住宅の断熱化率	29.7% (R5)	37.1% (R17)
	④再生等による持続可能な住宅地等の形成	● 住宅団地における地域コミュニティの維持・再生に向け、先進事例の共有や関係者のネットワークづくりを支援するとともに、多様な交流機会の創出や居場所づくりなどの取組の普及を図ります。 ● 住替え等による既存住宅ストックの循環利用を促進し、多様な人々が居住する住宅地の形成を図ります。 ● 持続可能なまちづくりに向け、市町村を支援し、計画的な土地利用を進め、コンパクトシティの形成を促進します。 ● 住まいの防犯に関する情報の周知・啓発を行うとともに、地域住民、市町村、警察など関係機関と連携し、安心して暮らせる住環境づくりや防犯に配慮した住まいづくりを促進します。			
目標5 住宅の誕生から終末期まで切れ目のない適切な管理と再生 【マンション管理適正化推進計画】	①マンションの維持管理・再生等の円滑化	● マンションの適正な管理や円滑な再生等を促進するため、マンション管理組合や市町村等に対し、管理計画認定制度等の普及啓発、講習会の開催、相談対応等の支援を行います。 ● 老朽化マンションの建替えや更新、要除却等認定マンションの除却など、マンションの再生等の円滑化に向け、金融支援制度等に関する情報提供や周知を行います。 ● 町村部におけるマンションについては、アンケートや現地調査等による管理状況の実態把握を行います。 ● 町村部における管理不全の兆候があるマンションや管理状況の把握が十分でないマンションについては、プッシュ型による情報提供や支援を行います。	30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している町村部の分譲マンション管理組合の割合 マンション管理計画認定制度により認定を取得した管理組合の数	33.3% (R7) 254 件 (R7)	50% (R17) 1,154 件 (R17)

目標	基本的施策	取組施策	成果指標	現状	目標
目標5 住宅の誕生から終末期まで切れ目のない適切な管理と再生【マンション管理適正化推進計画】	②効果的な空き家対策と空き家化する前の活用等の充実	- 千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会において、市町村と関係事業者等と連携し、情報共有、先進事例の紹介、意見交換等を行います。 - 市町村における空き家等対策の推進に向け、空家等対策計画の策定等に必要な空き家等の実態把握調査への補助を行います。 - 市町村の取組を支援するため、空き家等対策に関する講習会や相談会への講師・相談員の派遣を行います。 - 周辺に影響を及ぼす空き家等の解消に向け、市町村が実施する除却事業への補助を行うとともに、特定空家等への対応に関する情報提供や事例共有を行います。 - 高齢者の住替え等に併い空き家となる住宅が管理不全となることを未然に防ぐため、居住支援協議会等の場において情報共有を図るなど、住宅の利活用や流通に向けた取組を促進します。 - 相続により取得した空き家や空き家予備軍等の早期活用に向け、県内外の好事例の情報収集や周知、所有者への意識啓発を行うなど、空き家の利活用や流通につながる取組を促進します。 - 南房総・外房ゾーンや香取・東総ゾーンなど空き家率の高い地域において、移住・二地域居住の受け皿としての活用を含め、地域特性に応じた空き家の利活用方策を検討します。	市町村の取組により除却等がなされた適切に管理されていない空き家数(累計) 腐朽・破損がある使用目的のない空き家数	11,190件 (R6) 32,700戸 (R5)	1.7万件 (R17) 減少を目指す (R17)
目標6 災害に備えた安全な住環境の整備	①住まいの防災・減災対策	- 耐震診断や耐震改修に係る各種支援制度の周知・普及啓発や市町村への支援を行い、住宅の耐震化を促進します。 - 地震や火災に強い安全な住宅・市街地の形成に向け、密集市街地において狭隘道路を改善するなど、被災の解消や減災に向けた取組を促進します。 - 近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、水害、地震等に対する安全な住環境の確保に向け、流域治水をはじめとする防災・減災対策を推進します。 - 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン等の周知を図り、浸水被害に強い住まいづくりを促進します。 - 災害時の対応や防災・減災に関する知識の普及啓発を行い、住民一人ひとりの防災意識の向上と地域の災害対応力の強化を図ります。 - マンションにおける防災対策の充実に向け、管理組合等を対象とした講習会やセミナーの開催、防災マニュアルの整備や防災訓練の実施、備蓄の確保等に関する情報提供を行います。	住宅の耐震化率	93% (R5)	耐震性不十分なものをおおむね解消 (R17)
	②災害時の住まいの確保と住生活の再建	- 住宅関連事業者団体等との協定に基づき、災害発生時における応急仮設住宅の供給体制を整備するとともに、市町村や公営賃貸住宅事業者と連携し、公営住宅等の活用により、災害時における住まいを確保します。 - 市町村や住宅関連事業者団体等と連携し、被災時の住宅相談体制の整備を行うとともに、住宅の応急修理の実施体制の確保を図ります。 - 災害時の住まいにおいて、多様な被災者が安心して生活できるよう、コミュニティ形成や地域との交流に配慮した居住環境の確保を図ります。 - 金融機関や居住支援法人等の関係団体と連携し、仮設住宅等の応急的な住まいから恒久的な住宅への移行をはじめ、生活再建に向けた支援体制の整備を図ります。	浸水想定区域を有する市町村において、住まいの浸水対策にハード・ソフト併せて取組む市町村の割合	26% (R7)	100% (R17)

目標	基本的施策	取組施策	成果指標	現状	目標
目標7 住生活を支える担い手の確保と連携	①県民自身が活躍できる地域づくり	● 住民が住まいや地域に関する理解を深め、主体的に地域活動へ参画できるよう、住情報の提供や住教育を通じて、住生活に関する知識の向上を図ります。 ● 自治会・ボランティア活動等を通じて、地域づくりや団地再生等に取り組む多様な主体の情報共有や交流の場を創出し、ネットワーク形成や相互の連携を促進するとともに、組織や分野をつなぐ人材の育成を推進します。	住宅政策の方針を明示している市区町村の人口カバー率	80.3% (R6)	9割 (R17)
	②住まいと暮らしを支える担い手の確保	● 住宅政策や住生活に関する知識・専門性向上を図るため、県・市町村職員向けの研修や講習会等を実施します。 ● 住まいと暮らしを支える担い手の確保・充実に向け、居住支援法人、マンション管理適正化支援法人、空家等管理活用支援法人等の立ち上げ支援や指定・登録の促進を行います。 ● 不動産事業者や居住支援法人などを対象とした講習会等を地域別や状況に応じた形で実施し、居住支援に関する知識や専門性の向上を図ります。 ● 市町村における居住支援協議会の設立や円滑な運営を促進するため、居住支援に関する知見や経験を有する人材の確保・活用を図るとともに、人材バンク等の仕組みの構築を検討します。 ● 建設技能者の持続的な確保に向け、リフォーム関係事業者等を対象とした知識・技術の向上を図る講習会を実施するとともに、住宅産業を支える職人や職業に対する県民の理解や関心を高めるための普及・啓発を行います。 ● 登録リフォーム事業者が少ない香取・東総ゾーン、九十九里ゾーン、南房総・外房ゾーンにおいては、講習会や制度周知等を通じて、県民が安心してリフォームを依頼できる事業者の確保を図ります。 ● 住宅行政に係る県民の利便性向上と行政の効率化に向け、電子申請等の行政手続きのDX化を推進します。			
	③担い手の連携体制の整備	● 公的機関、住宅関連事業者等が参加する「千葉県すまいづくり協議会」の活動の充実を通じて、各主体との連携強化を図ります。 ● 県内外の住宅政策に関する先進的な取組事例を収集し、「千葉県すまいづくり協議会」等を通じて、広く情報発信を行います。 ● 地域の実情に応じた居住支援体制の整備促進のため、市町村における住宅部局と福祉部局の連携や市町村、居住支援法人、不動産関係事業者、福祉関係機関等の関係者が連携し、情報提供や事例共有、意見交換等を行います。 ● 住宅団地における地域コミュニティの維持・再生に向け、先進事例の共有や関係者のネットワークづくりを支援するとともに、多様な交流機会の創出や居場所づくりなどの取組の普及を図ります。(再掲)			

1. 【住宅確保要配慮者の範囲】 法令以外で、計画に定める者

	第4次千葉県住生活基本計画	第5次千葉県住生活基本計画（変更案）
住宅確保要配慮者の範囲	・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被害者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） ・UIJ ターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 ・更生保護対象者その他犯罪をした者等 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災者 変更点①（廃止）	・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被害者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング） ・UIJ ターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 ・更生保護対象者その他犯罪をした者等 ・妊婦のいる世帯 変更点②（追加） 変更点③（追加）
変更理由	変更点①（廃止） 仮設住宅等、被災者支援は終了したため	
	変更点②（追加） より包括的な表現とするため	
	変更点③（追加） 住まいの確保に課題を抱える場合があり、安心して出産・子育てができる環境を確保するため	

参考：法令で定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に定める者	・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25％）以下） ・被災者（発災後3年以内） ・高齢者 ・障害者 ・子ども（高校生相当まで）を養育している者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条に定める者	外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、DV被害者、ハンセン病療養所入所者、拉致被害者、犯罪被害者、保護観察 対象者、更生緊急保護を受けている者、刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者、困難な問題を抱える女性、生活困窮者、大規模災害の被災者
---	---	--	---

2. 【セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅の登録・認定基準】

（変更内容）セーフティネット住宅及び居住サポート住宅の各戸の床面積基準について、平成7年度までに着工された賃貸住宅に限り、16㎡以上に緩和する。
（変更理由）居住支援の現場において、活用可能な住宅が床面積要件により登録等につながらない状況を踏まえ、登録・認定に係る床面積基準の緩和を行う。
基準の設定にあたっては、H7年度までの最低居住面積水準（16㎡）を踏まえる。

	住宅セーフティネット法で定める 各戸の床面積の基準 （セーフティネット登録住宅） （H29.10 施行）	4次計画による 各戸の床面積の基準 （セーフティネット登録住宅） （R4.11 施行）	住宅セーフティネット法で定める 各戸の床面積の基準 （セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅） （R7.10 施行）	5次計画による 各戸の床面積の基準（見直し案） （セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅） （R9 策定予定）
新築住宅	25㎡以上	同左	25㎡以上	同左
既存住宅		同左 18㎡以上（H19.3月までに着工）	18㎡以上	同左 16㎡以上（H7年度までに着工）

公営住宅の供給目標量設定について

